

新（平成20年8月29日農林水産省告示第1367号）		旧	
(冷凍魚フライの規格)		(冷凍魚フライの規格)	
第3条 冷凍魚フライの規格は、次のとおりとする。		第3条 冷凍魚フライの規格は、次のとおりとする。	
区	分	基	準
(略)		(略)	
原材料	食品添加物以外の原材料	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～10 (略) <u>11 加工でん粉</u> <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>	
(略)		(略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
(冷凍えびフライの規格)		(冷凍えびフライの規格)	
第4条 冷凍えびフライの規格は、次のとおりとする。		第4条 冷凍えびフライの規格は、次のとおりとする。	
区	分	基	準
(略)		(略)	
原材料	食品添加物以外の原材料	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11 (略) <u>12 加工でん粉</u> <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>	
(略)		(略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
(冷凍いかフライの規格)		(冷凍いかフライの規格)	
第5条 冷凍いかフライの規格は、次のとおりとする。		第5条 冷凍いかフライの規格は、次のとおりとする。	
区	分	基	準
(略)		(略)	
原材料	食品添加物以外の原材料	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11 (略) <u>12 加工でん粉</u> <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>	
(略)		(略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	

(略)	(略)
原材料	食品添加物以外の原材料
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11 (略) 12 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>
(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍かきフライの規格)

第6条 冷凍かきフライの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)	(略)	(略)	(略)
原材料	食品添加物以外の原材料	(略)	(略)
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～10 (略) 11 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍コロッケの規格)

第7条 冷凍コロッケの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)	(略)	(略)	(略)
原材料	食品添加物以外の原材料	(略)	(略)
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～13 (略) 14 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン</u>		

(略)	(略)
原材料	食品添加物以外の原材料
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11 (略)
(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍かきフライの規格)

第6条 冷凍かきフライの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)	(略)	(略)	(略)
原材料	食品添加物以外の原材料	(略)	(略)
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～10 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍コロッケの規格)

第7条 冷凍コロッケの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)	(略)	(略)	(略)
原材料	食品添加物以外の原材料	(略)	(略)
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～13 (略)		

	<u>ン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>
(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍カツレツの規格)

第8条 冷凍カツレツの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)		(略)	
原 材 料	食品添加物以外の 原材料	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11 (略) 12 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>	
(略)		(略)	

2・3 (略)

(第3条から第8条までに掲げる規格のいずれかに該当する冷凍フライ類以外の冷凍フライ類の規格)

第9条 第3条から第8条までに掲げる規格のいずれかに該当する冷凍フライ類以外の冷凍フライ類の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)		(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～12 (略) 13 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>	
(略)		(略)	

2・3 (略)

(冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻の規格)

(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍カツレツの規格)

第8条 冷凍カツレツの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)		(略)	
原 材 料	食品添加物以外の 原材料	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11 (略)	
(略)		(略)	

2・3 (略)

(第3条から第8条までに掲げる規格のいずれかに該当する冷凍フライ類以外の冷凍フライ類の規格)

第9条 第3条から第8条までに掲げる規格のいずれかに該当する冷凍フライ類以外の冷凍フライ類の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)		(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～12 (略)	
(略)		(略)	

2・3 (略)

(冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻の規格)

第10条 冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻の規格は、次のとおりとする。

区分	基準		
	冷凍しゅうまい	冷凍ぎょうざ	冷凍春巻
(略)	(略)	(略)	(略)
原材料	(略)	(略)	(略)
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～12 (略) 13 加工でん粉 アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～12 (略) 13 同左	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～12 (略) 13 同左
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミートボールの規格)

第11条 冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミートボールの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
	(略)
原材料	(略)
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11 (略) 12 加工でん粉 アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン

第10条 冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻の規格は、次のとおりとする。

区分	基準		
	冷凍しゅうまい	冷凍ぎょうざ	冷凍春巻
(略)	(略)	(略)	(略)
原材料	(略)	(略)	(略)
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～12 (略)	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～12 (略)	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～12 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミートボールの規格)

第11条 冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミートボールの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
	(略)
原材料	(略)
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11 (略)

	<u>ン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>
(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍フィッシュボールの規格)

第12条 冷凍フィッシュボールの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)		(略)	
原 材 料	食品添加物以外の 原材料	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1～10 (略) 11 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>	
(略)		(略)	

2・3 (略)

(冷凍米飯類の規格)

第13条 冷凍米飯類の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)		(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの（第2条の表冷凍米飯類の項定義の欄の1に掲げるものにあつては、次の1から9までに掲げるものを除く。）以外のもを使用していないこと。 1～10 (略) 11 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>	
(略)		(略)	

2 (略)

(冷凍めん類の規格)

(略)	(略)

2・3 (略)

(冷凍フィッシュボールの規格)

第12条 冷凍フィッシュボールの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)		(略)	
原 材 料	食品添加物以外の 原材料	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1～10 (略)	
(略)		(略)	

2・3 (略)

(冷凍米飯類の規格)

第13条 冷凍米飯類の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)		(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの（第2条の表冷凍米飯類の項定義の欄の1に掲げるものにあつては、次の1から9までに掲げるものを除く。）以外のもを使用していないこと。 1～10 (略)	
(略)		(略)	

2 (略)

(冷凍めん類の規格)

第14条 冷凍めん類の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)	(略)	(略)	(略)
めん	水分（調味料で味付け、及びかやくを加えて調理したものを除く。）	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～10 (略) 11 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

第14条 冷凍めん類の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)	(略)	(略)	(略)
めん	水分（調味料で味付け、及びかやくを加えて調理したものを除く。）	(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～10 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)